

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休みの日、
翌日)

目次

◇訓 令 佐治川ダム操作規則の一部を改正する訓令
◇告 示 公衆浴場入浴料金の統制額の指定

被爆者一般疾病医療機関の指定

旧慣使用林野整備計画の認可(二件)

地域森林計画の変更

解除予定の保安林(三件)

土地改良法による換地計画の適否の決定

土地改良事業の認可(二件)

訓 令

鳥取県訓令第五号

佐治川ダム操作規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和五十一年六月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

佐治川ダム操作規則の一部を改正する訓令

佐治川ダム操作規則(昭和四十七年四月鳥取県訓令第五号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「佐治川ダム管理事務所長」を「郡家土木出張所長」に改める。

第十三条第一号中「砂防課」を「砂防利水課」に改め、「鳥取県郡家土木出張所」を削る。

附 則

この訓令は、昭和五十一年六月二十五日から施行する。

告 示

鳥取県告示第四百八十七号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和三十二年厚生省令第三十八号)第二条の規定に基づき、公衆浴場入浴料金の統制額を次のように指定し、昭和五十一年七月一日から施行する。

昭和五十年二月鳥取県告示第二百二十六号(公衆浴場入浴料金の統制額の指定について)は、昭和五十一年六月三十日限り廃止する。

昭和五十一年六月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区分	大人 (十二歳以上の者)	中人 (六歳以上十二歳未満の者)	小人 (六歳未満の者)	洗髪料 (十二歳以上の者)
統制額	百 円	五十 円	二十 円	三十 円

鳥取県告示第四百八十八号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十一年六月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和五十一年六月十八日	こやま薬局	鳥取市湖山町一七四五の一

鳥取県告示第四百八十九号

佐治村長から申請のあつた高山・津野地区旧慣使用林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第二十二条第一項の規定に基づき、昭和五十一年六月二十二日認可したので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和五十一年六月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百九十号

三朝町長から申請のあつた牧・恩谷地区旧慣使用林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第二十二条第一項の規定に基づき、昭和五十一年六月二十二日認可したので、同法同条第四項の規定により告示する。

年法律第二百二十六号）第二十二条第一項の規定に基づき、昭和五十一年六月二十三日認可したので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和五十一年六月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百九十一号

森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第三十九号）附則第四条第三項の規定に基づき、鳥取、八頭、倉吉、米子及び日野森林計画区の地域森林計画を変更したので、同法同条同項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年六月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

鳥取、八頭、倉吉、米子及び日野森林計画区の地域森林計画変更計画書

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年六月二十六日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林部林務課及び一に掲げるそれぞれの森林計画区を所管する地方農林振興局

鳥取県告示第四百九十二号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（

昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年六月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字西字塚字坂ノ谷一一二の九、字吉ヶ谷一一〇九、一一二、一一二の一、一一二の五、一一一六の二二(以上六筆について、次の図に示す部分に限る。)、一一一六の二三

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百九十三号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年六月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡佐治村大字栃原字不動山(国有林。次の図に示す部分に限る。)
二 保安林として指定された目的
水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び佐治村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百九十四号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年六月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字鉛山字鉛山谷一五五の二(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百九十五号

昭和五十一年五月二十一日付けで西伯郡大山町大字所子五八六番地一大山北部土地改良区から申請のあつた国信地区の換地計画については、審査

した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年六月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年六月二十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百九十六号

三朝町から申請のあつた町営土地改良（片柴地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年六月二十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年六月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百九十七号

北条町から申請のあつた町営土地改良（米里地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年六月二十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年六月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月八百円（送料を含む。）】